

低入札価格調査等対応マニュアル

1 目的

低入札価格調査等対応マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、唐津市建設工事低入札価格調査制度事務処理要綱（以下「要綱」という。）第8条に定める調査を実施する際の調査方法、その他必要な事項の対応方法等を定めたものである。

2 本マニュアルの適用対象

本マニュアルは、総合評価落札方式による競争入札において、最高評価値者の当該入札に係る価格が低入札調査基準価格を下回る場合に適用する。なお、その適用の判断のため開札前に要綱第3条及び第4条により、以下の書類を作成するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格書（要綱第1号様式（第3条関係））
- (2) 失格基準価格書（要綱第2号様式（第4条関係））

3 調査方法

- (1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札が執行され、最高評価値者の当該入札に係る価格が低入札調査基準価格を下回ることが判明した時から実施することとし、可及的速やかに低入札調査対象者からの調査書類の提出、聴き取り調査、関係機関等への照会等の調査を完了する。
- (2) 本調査は、下記の手順で実施するものとする。
 - ① 第1号様式により、低入札調査対象者に対し、低入札価格調査制度調査様式作成要領（以下「調査様式作成要領」という。）に定める様式1～18及び添付書類を作成し、書類提出の通知日の翌日から起算して5日（唐津市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に提出するように求める。
 - ② 入札執行者は、書類の受領後、速やか（2～3日後（休日を含まず）まで）に、本マニュアル「4 調査内容」に基づき、低入札調査対象者に聴き取り調査を行う。聴き取り調査は、低入札調査対象者の責任者（支店長、営業所長等）から行う。
 - ③ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、必要な添付書類を提示するよう教示をした場合は、この限りでない。
 - ④ 設計金額の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、別途の説明資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査内容

要綱第8条「低入札調査の実施」の内容について、次の(1)については調査対象者に対し、また、(2)については、入札執行者が独自に、それぞれ以下により、重点的に調査を行うものとする。なお、調査の結果は、第3号様式1及び2にまとめるものとする。

(1) 調査対象者に行う調査

- ① 所定の調査様式及び添付書類の提出状況 (各様式及び各添付書類)
- ② 当該価格で入札した理由 (様式1)
- ③ 積算内訳の確認 (積算内訳・経費節減額・下請予定業者)
(様式2-1・2、4及び各添付書類、様式2-3、3、15、16-1・2)
- ④ 手持ち工事の状況 (様式5、6-1・2及び各添付書類)
- ⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (様式7及び各添付書類)
- ⑥ 手持ち資材の状況、資材購入先 (様式8-1・2及び各添付書類)
- ⑦ 手持ち機械の状況、下請予定業者の手持ち機械の状況、機械リース元
(様式9-1・2・3及び各添付書類)
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し (様式10-1・2及び各添付書類)
- ⑨ 建設副産物の搬出地 (様式11及び各添付書類)
- ⑩ 運搬計画 (様式12及び各添付書類)
- ⑪ 品質確保体制 (様式13-1～3及び各添付書類)
- ⑫ 安全衛生管理体制 (様式14-1～4及び各添付書類)
- ⑬ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (様式17)
- ⑭ 経営内容 直近の決算報告書

(2) 入札執行者が独自に行う調査

- ⑮ 経営状況
- ⑯ 信用状態 (法令違反、賃金不払状況、下請代金支払遅延状況) (様式18)
- ⑰ 工事成績
- ⑱ その他必要な事項

本調査の実施に際し、以下により調査を行う。

なお、本マニュアルで定めた調査資料の提出等が行われない場合は、別紙「低入札価格調査による失格判定基準」の1の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるとして要綱第9条に定める委員会に報告する旨申し述べる。

(1) 所定の調査様式及び添付書類の提出状況

所定の調査様式及び添付書類が調査様式作成要領に従い提出されているか確認し、未提出の状況を整理する。なお、未提出により確認できない内容等については、(2)以下の各項目において確認し、各項目でそれぞれ整理するものとする。

(2) 当該価格で入札した理由 (様式1)

調査様式作成要領に従い、記載されているかを確認する。

(3) 積算内訳 (積算内訳・経費節減額・下請予定業者) (様式2-1・2、4及び各添付書類、様式2-3、3、15、16-1・2)

「積算内訳（様式２－１、様式２－２）」について、以下の調査を行う。積算内訳は、土木工事にあつては工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目、建築工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目の工種まで記入させるものとする。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３、様式４、様式１５、様式１６－１、様式１６－２について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、様式２－１、様式２－２、様式４に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 仕様及び数量

- ・数量総括表に対応する積算内訳書となっているか。
- ・設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。
- ・指定の数量によって積算されているか。（数量の指定のない場合は、業者の数量による。）
- ・指定の工法によって施工することとしているか。（工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。）

③ 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、「資材購入予定先一覧（様式８－２）」、「機械リース元一覧（様式９－３）」等も合わせ確認し、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

④ 下請予定業者等との関係

下請契約を予定している場合には、「下請予定業者等一覧表（様式４）」、「施工体制台帳（様式１６－１）」、「施工体系図（様式１６－２）」、下請予定業者からの見積書等により、下請に係る見積額が入札金額の積算内容に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

ア 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合。

イ 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合。

ウ 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合。

⑤ 下請予定業者等との仮契約書又は契約に関する誓約書

様式４に記載した下請工事等について、記載した請負金額（代金額）による下請予定業者等との仮契約書（任意様式）又は下請予定業者等との契約に関する誓約書（様式１５）が提出されているか確認する。

⑥ 工事費内訳書の内訳金額による積算内訳の提出

様式２－１記載要領３及び８に基づく記載により、様式２－１の内訳金額が入札時に提出した工事費内訳書の内訳金額と異なる場合は、様式２－１及びその明細である様式２－２について、工事費内訳書の金額に対応したものが添付されているか確認する。

⑦ 一般管理費等の内訳書

「一般管理費等の内訳書（様式２－３）」が、様式２－１の明細になっているかを確認する。

⑧ 経費節減調書

様式２－１の経費節減額に記載している経費節減額について、「経費節減額調書（様式３）」が記載されているか確認する。なお、工事費を抑えるための具体的施策についてのみ記載するものとする。

(4) 手持ち工事の状況

「配置予定技術者名簿（様式５）」、「手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式６－１）」、「手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式６－２）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式５、様式６－１、様式６－２について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 技術者の配置

- ・ 工事予定箇所に関連する技術者（監理技術者等）について、「配置予定技術者等名簿（様式５）」の内容により、配置予定を確認し、他の手持ち工事の状況との関係を確認する。
- ・ 予定技術者については、入札公告後に入社させた者を配置していないか確認する。
- ・ 要綱第１１条第４号の増員配置技術者の配置が必要な場合は、増員配置技術者が記載されているか確認する。また、増員配置技術者が入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす者か、当該工事に専任で配置できるかを確認する。

③ 手持ち工事

「契約対象工事付近における手持ち工事（様式６－１）」及び「契約対象工事に関連する手持ち工事（様式６－２）」の状況から間接費の節減が可能か。（具体的には、現場管理費等の節減が可能かどうか。）

(5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との地理的関連（様式７）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式７について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等のかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
- ③ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(6) 手持ち資材の状況、資材購入先

「手持ち資材の状況（様式８－１）」、「資材購入予定先一覧（様式８－２）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式８－１、様式８－２について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況（様式８－１）」において、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

- ア 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- イ コンクリート用型枠等を活用する。
- ウ 安全管理資材を保有している。
- エ 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。

③ 資材購入予定先

「資材購入予定先一覧（様式８－２）」において、当該工事で使用する資材について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。必要な場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

ア 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。

イ 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。

ウ 永年にわたり取引がある。

(7) 手持ち機械の状況、下請予定業者の手持ち機械の状況、機械リース元

「手持ち機械の状況（様式９－１）」、「下請予定業者の手持ち機械の状況（様式９－２）」、「機械リース元一覧（様式９－３）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式９－１、様式９－２、様式９－３について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 手持ち機械の状況

「手持ち機械の状況（様式９－１）」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する書類で確認する。

【具体例】

ア 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。

イ 資産償却が終わっており、損料が不要となる。

ウ 系列会社との取引、又は永年にわたり取引がある。

③ 下請予定業者の手持ち機械の状況

「下請予定業者の手持ち機械の状況（様式９－２）」において、当該工事で使用する下請予定業者の手持ち機械の状況について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。また、使用可能な管理状態にあるか確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。必要な場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

ア 使用可能な管理状態にある。

イ 系列会社あるいは協力会社との取引である。

ウ 永年にわたり取引がある。

④ 機械リース元一覧

「機械リース元一覧（様式９－３）」において、当該工事で使用する機械リースについて、発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。必要な場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

ア 系列会社あるいは協力会社からのリースが可能である。

イ 永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画（様式１０－１）」、「工種別労務者配置計画（様式１０－２）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式10-1、様式10-2について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。

(9) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地（様式11）」の内容について、以下の調査を行う。

- ① 調査様式作成要領に基づく記載

様式11について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- ③ 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む。）

(10) 運搬計画

「建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）」の内容について、以下の調査を行う。

- ① 調査様式作成要領に基づく記載

様式12について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂の運搬等が適正に計画されているか確認する。
- ③ 発注者の単価に比し相当程度低いと認められるものがないか、及びその理由について確認する。必要な場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

(11) 品質確保体制

「品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）」、「品質確保体制（品質確保計画書）（様式13-2）」、「品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）」の内容について、以下の調査を行う。

- ① 調査様式作成要領に基づく記載

様式13-1、様式13-2、様式13-3について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 様式の記載内容により、品質確保が図れる体制となっているかを確認する。

(12) 安全衛生管理体制

「安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）」、「安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）」、「安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14-3）」、「安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式14-4）」の内容について、以下の調査を行う。

- ① 調査様式作成要領に基づく記載

様式14-1、様式14-2、様式14-3、様式14-4について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか、各様式に添付書類が添付されているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

- ② 様式の記載内容により、安全衛生管理が図れる体制となっているかを確認する。
- ③ 様式14-3について、安全管理費等の仮設費の計上は不適當ではないか。（特に指定仮設についての調査は入念に行うものとする。）

(13) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

「過去に施工した同種の共工事名及び発注者（様式17）」の内容について、以下の調査を行う。

① 調査様式作成要領に基づく記載

様式 17 について、調査様式作成要領に基づき記載がされているか確認する。書類の未提出があれば確認できない内容を整理する。

② 過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書を 2 ～ 3 例提出を求め、内容について確認する。

③ 低入札受注工事の実績があれば、その低入札価格調査内容について確認する。

(14) 経営内容

直近の決算報告書で決算内容を確認する。

(15) 経営状況、信用状況、工事成績、その他必要な事項

上記(1)～(14)の項目の他、次の事項等についても調査する。なお、以下の項目については、原則、受注者には問わず、発注者自ら調査するものとする。賃金不払いの状況及び下請代金の支払遅延状況については、調査対象者から該当があるかどうかを「賃金不払い等送検及び建設工事紛争審査会仲裁判断の実績申立書（様式 18）」で確認する。

① 経営状況

取引金融機関、保証会社等へ照会する。

② 信用状態

建設業法等法令違反や契約上の基本事項違反の有無

監理技術者等が重複専任になる場合など工事施工に関して、建設業法違反の恐れのある場合、その他法令違反や契約上の基本事項違反等について確認する。

③ 工事成績

ア 唐津市発注工事の過去 2 年間の成績

入札日から過去 2 年以内に唐津市が発注した工事において、70 点未満の工事成績評定を通知されていないか確認する。

また、過去 2 年以内に唐津市が発注した工事において、低入札工事の受注があり、当該工事に 70 点未満の工事成績評定がないかを確認する。

イ 過去に施工した公共工事の成績

(13)の公共工事の工事成績評定の他、公共工事の成績について可能な範囲で確認する。

④ その他必要な事項

その他適正な工事の履行が行なわれない恐れがあると認められることがないかを確認する。

5 調査後の最高評価値者の決定

調査結果について、別紙「低入札価格調査による失格判定基準」（以下「失格基準」という。）に該当するかどうか、又は該当するおそれがあるかどうかを判断し、最高評価値者の決定を行う。

入札執行者は、調査の結果を受け、低入札調査委員会の審査に付し、調査による失格基準の該当の有無について審議し、調査対象者を最高評価値者とするか否かを決定する。

○ 入札執行者は、低入札調査委員会が調査対象者を最高評価値者とすることを決定した場合には、その者を最高評価値者とする。

○ 入札執行者は、低入札調査委員会が調査対象者を最高評価値者としなないことを決定した場合には、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が 2 番目に高

い者（以下「次順位者」という。）を最高評価値者とする。（次順位者が低入札価格入札者であった場合には、４の調査を実施し、同様の手続による。）

6 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講ずる。

(1) 監督・検査の強化

その適正な履行を確保するため、要綱第５条第５号で周知している監督・検査の強化を行う。

(2) 工事完了後の実績確認等

工事完了後に要綱第５条第５号で周知している実績確認等を、特に次の内容について重点的に調査を行うものとする。

- ① 工事完了実績書①、実績書に対する明細書② (様式１９－１、様式１９－２)
- ② 下請代金支払状況等調査書 (様式２０)

(1) 監督・検査の強化

低入札調査基準価格を下回る入札を行った者が落札者となった場合には、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

この際、入札執行者は、施工計画書と施行体制に係る書類の内容について、聴き取り調査を行うものとする。

① 労務管理の強化

発注者は、安全衛生管理体制（災害防止協議会）の再確認を行う。

② 下請契約の確認

監督員は、すべての下請負契約書等の写しの提出を求め、元下関係における検査の内容、書面による引渡し、契約内容・金額・支払時期、支払内容の確認を行う。

③ 中間点検

発注者は、当初契約及び変更契約時に行う確認に加え、施工体制、提出書類の確認を工期の中間に１回行う。

④ 施工体制の点検強化

発注者は、施工体制の抜き打ち点検を１回以上行う。

(2) 工事完了後の実績確認等

要綱第５条第５号で周知した工事完了後の実績確認等のため、発注者は、工事完了後に低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比及び下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、「工事完了実績書①（様式１９－１）」、「実績書に対する明細書調査票②（様式１９－２）」、「下請代金支払状況等調査書（様式２０）」の提出を求め、請負業者から聴き取り調査を行うとともに、必要な場合は下請負者からも聴き取り調査を行うものとする。

なお、聴き取り調査により、必要と考えられる者に対しては、次の措置を行うとともに、その内容を契約検査課に報告する。

ア 口頭による嚴重注意

イ 文書による嚴重注意

ウ 悪質な場合は、その内容の公表

＊「唐津市建設工事低入札価格調査制度の手続き（フロー図）」・・・別添（参考）

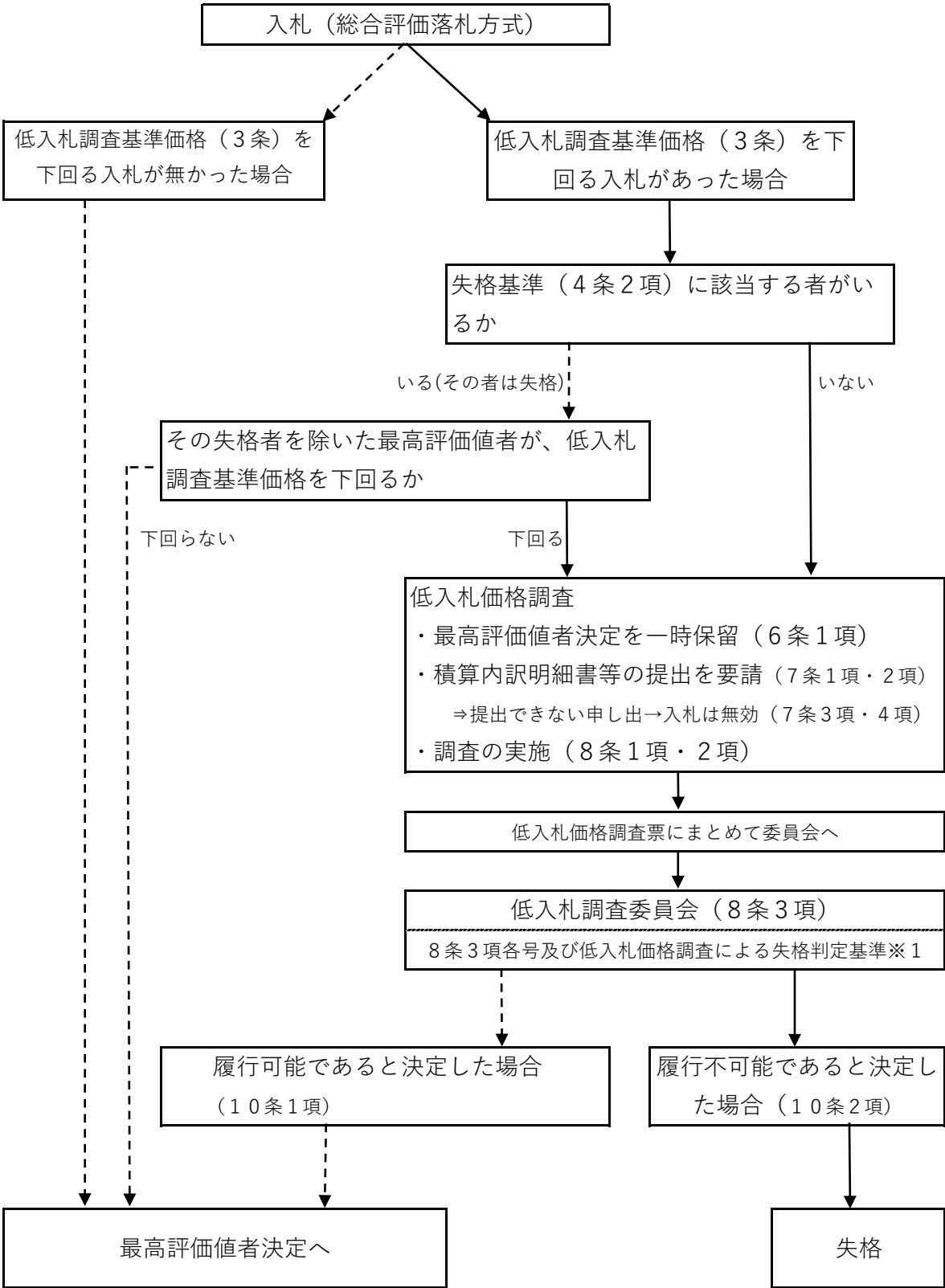
低入札価格調査による失格判定基準

要綱第8条第3項に定める「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき」とは、次の項目に該当する場合をいう。

項 目	内 容
1 調査書類の全部又は一部の提出がない場合	① 低入札価格調査に関する調査書類が期限までに整わない場合（提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札執行者が必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。）
2 調査に協力しない場合	① 聴き取り調査に応じない場合
3 設計仕様等に適合しない場合	① 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 ② 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
4 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	① 算出根拠が明確でない場合 ② 金額が一括計上されている場合 ③ 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 ④ 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 ⑤ 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑥ 手持資材の確認ができない場合 ⑦ 自社機械の所属等が確認できない場合 ⑧ 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 ⑨ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借り上げ予定業者等からの聴き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に定額に設定されたことが明白である場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	① 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 ② 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	① 監理技術者等が重複専任になる場合など工事施工に関して、建設業法違反の恐れのある場合 ② その他法令違反や契約上の基本事項違反等がある場合
7 上記のほか、適正な工事履行がなされないと認められる場合	① 過去2年間の唐津市発注工事で低入札価格調査工事の受注があり、当該工事の工事成績が70点未満の工事がある場合 ② 過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合 ③ 過去1年以内において、中央建設工事紛争審査会及び都道府県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） ④ その他適正な工事の履行が行われない恐れがあると認められる場合

別添（参考）

唐津市建設工事低入札価格調査制度の手続き（フロー図）



※1 低入札価格調査等対応マニュアル 別紙 低入札価格調査による失格判定基準

※ 条項は、唐津市建設工事低入札価格調査制度事務処理要綱に規定するものである。

